



# 精神科看護管理ニュース

Vol. **58**

発行 日本精神科看護協会

2020/04/25

## 1 訪問看護ステーションにおける電話等による臨時的対応が一部認められます！

4月24日（金）に開催された、中央社会保険医療協議会 総会（第456回）において、本協会が厚生労働省保険局長に要望していた、新型コロナウイルス感染に起因する訪問看護ステーションにおける臨時的対応（電話による対応）が審議されました。

その結果、保健局医療課の事務連絡（その14）にて、電話等による病状確認や療養指導について、条件を満たせば一部算定可能になることが示されました。

問7 主治医の指示書及び訪問看護計画に基づき、訪問を予定していた訪問看護ステーションの利用者について、新型コロナウイルスへの感染を懸念した利用者等からの要望等により、訪問看護が実施できなかった場合であって、代わりに看護職員が電話等で病状確認や療養指導等を行った場合、訪問看護療養費を算定できるのか。

（答）当該利用者に対して訪問看護の代わりに電話等による対応を行う旨について主治医に連絡し、指示を受けた上で、利用者又はその家族等に十分に説明し同意を得て、看護職員が電話等で病状確認や療養指導等を行った場合について、訪問看護管理療養費のみを算定可能とする。ただし、当該月に訪問看護を1日以上提供していること。なお、訪問看護記録書に、主治医の指示内容、利用者等の同意取得及び電話等による対応の内容について記録を残すこと。訪問看護療養費明細書には、「心身の状態」欄に新型コロナウイルス感染症の対応である旨を記載すること。

中医協資料（該当資料はスライドP.10）および事務連絡（その14）は、日精看ホームページ「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）特設ページ」内「厚生労働省等の資料」に掲載しています。

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）特設ページ」は、日精看ホームページ【[www.jpna.jp](http://www.jpna.jp)】のTOP画面に入口があります。

## 2 【厚生労働省】医療機関へのマスク等の配布状況と今後の予定について

2020年4月24日現在の、医療機関に対する政府確保分のマスク等の医療用物資の配布状況及び今後の配布予定が公表されました。資料には各都道府県あたりの配布数が示されています。詳しくは、日精看ホームページ「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）特設ページ」内「厚生労働省等の資料」に掲載の資料をご覧ください。

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）特設ページ」は、日精看ホームページ【[www.jpna.jp](http://www.jpna.jp)】のTOP画面に入口があります。

- 本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034

1/1